

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会条例

平成19年7月13日

条例第48号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第11条第3項の規定に基づき、地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他の職員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員5人以内で組織する

- 2 委員は、医療又は経営に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、その任命に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(一部改正〔平成22年条例4号〕)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）の業務の実績について評価を行うにあたっては、以下の方針に基づくものとする。

1 目的

評価委員会が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とする。

2 基本的な考え方

評価委員会が行う評価の基本的な考え方は、以下のとおりとする。

- (1) 医療水準の向上や県民の健康の確保など県民への寄与
高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与すること。
- (2) 業務運営の効果的かつ効率的な実施
機構の行う業務（医療の提供等）が、効果的かつ効率的に実施されていること。
- (3) 公共性及び透明性の確保と自主性の発揮
地方独立行政法人制度における基本理念としての「公共性」（確実に実施されることが必要な医療を提供すること。）や「透明性」（業務内容の公表を通じ、組織及び運営の状況を明らかにすること。）が確保されていること。
また、業務運営における「自主性」が十分発揮されていること。
- (4) 中期目標により指示した方針に沿った業務運営
県が指示した「方針書」である中期目標に沿って、業務が実施されていること。

3 評価方法

評価委員会は、地方独立行政法人法に基づき、各事業年度に係る業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）及び中期目標に係る業務の実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）を行う。

(1) 年度評価

ア 年度評価は、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

イ 次年度の計画に反映させるため、年度途中で暫定評価を行う。

ウ 評価の詳細については、別途定めるものとする。

(2) 中期目標期間評価

- ア 中期目標期間評価は、機構から提出された当該中期目標に係る事業報告書を基に、当該中期目標期間における中期目標の達成状況を調査及び分析することにより、中期目標期間中の業務実績全体について総合的な評定をして行うものとする。
- イ 次期中期目標に反映させるため、期間途中で暫定評価を行う。
- ウ 評価の詳細については別途定めるものとする。

4 その他

評価委員会は、評価を行うにあたり、評価の正確性や信頼性を確保するために、客観的かつ中立公正に行うように努める。

地方独立行政法人静岡県立病院機構の事業年度の業務実績に係る評価要領

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）に係る各事業年度の業務実績に関する評価（以下「年度評価」という。）にあたっては、「地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 趣旨

評価委員会が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的とし、機構から提出された各事業年度に係る業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を基にして、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 28 条に基づく年度評価を行う。

2 評価の着眼点

年度評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

3 評価の時期

年度評価は、法令等に基づき、事業年度終了後に行うこととする。

また、次事業年度の機構の業務運営に反映させるために、暫定評価を当該事業年度途中に行うこととする。

4 評価方法

(1) 業務の実績報告

機構は、業務の実績等を業務実績報告書（様式 1）により記載し、評価委員会に提出する。

業務実績報告書は、機構の概要及び当該事業年度の業務実績を記載することとし、当該事業年度の業務実績は、対象期間、業務実績全般及び項目別実績とする。

ア 対象期間

評価の対象となる当該事業年度の期間を記載する。

イ 業務実績全般

機構及び各病院の業務全般における当該事業年度の実績について、総括して記載する。

ウ 項目別実績

中期計画等を実施するための「手段」を明らかにするとともに、その「手段」を実施する具体的な取組みを「行動計画」として記載する。

また、業務の実績に対し、機構は自己評価を行い、以下の区分及びその説明を記載する。

A	計画に対し十分に取り組み、成果も得られている。
B	計画に対し十分に取り組んでいる。
C	計画に対する取組みは十分ではない。

(2) 法第 28 条に基づく年度評価

年度評価は、機構から提出された業務実績報告書を基に、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評価をして行うものとする。

(3) 暫定評価

次事業年度の機構の業務運営に反映させるための暫定評価についても、(1)に準じた報告書に基づき、評価を行うこととする。

5 通知

評価委員会は、年度評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知する。

また、必要があるときは、機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることとする。

6 報告及び公表

評価委員会は、機構に対し年度評価の結果を通知したときは、遅滞なく、その通知に係る事項（勧告をした場合は、その通知に係る事項及びその勧告内容）を知事に報告するとともに、公表するものとする。

7 その他

本実施要領は、必要に応じて、見直すものとする。

地方独立行政法人静岡県立病院機構の中期目標期間の業務実績に係る評価要領

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う、地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「機構」という。）に係る中期目標期間の業務実績に関する評価（以下「中期目標期間評価」という。）にあたっては、「地方独立行政法人静岡県立病院機構の評価に係る基本方針」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

1 趣旨

評価委員会は、機構の業務運営の改善を促し、もって、機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資すること等を目的として、機構から提出された当該中期目標期間に係る業務の実績に関する報告書（以下「業務実績報告書」という。）を基にして、地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 30 条に基づく中期目標期間評価を行う。

2 評価の着眼点

中期目標期間評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1) 機構（県立病院）に対する県民の信頼を高めること
- (2) 機構職員のモチベーションを高めること
- (3) 機構運営に必要な支援を県が理解すること

3 評価の時期

中期目標期間評価は、法令等に基づき、当該中期目標期間の終了後に行うこととする。
また、次期中期目標に反映させるために、暫定評価を当該中期目標期間の途中に行うこととする。

4 評価方法

(1) 業務の実績報告

機構は、中期目標期間の実績等を業務実績報告書（様式 1）により記載し、評価委員会に提出する。

業務実績報告書は、機構の当該中期目標期間の業務実績を記載することとし、当該中期目標期間の業務実績は、対象期間、業務実績全般及び項目別実績とする。

ア 対象期間

評価の対象となる当該中期目標の期間を記載する。

イ 業務実績全般

機構及び各病院の業務全般における当該中期目標期間の実績について、総括して記載する。

ウ 項目別実績

当該中期目標の達成状況が明らかになるよう、中期目標期間中の業務の実績を項目別に記載する。

また、業務の実績に対し、機構は自己評価を行い、以下の区分及びその説明を記載する。

A	中期目標が十分達成されている。
B	中期目標が概ね達成されている。
C	中期目標が十分達成されていない。

(2) 法第 30 条に基づく中期目標期間評価

中期目標期間評価は、機構から提出された業務実績報告書を基に、当該中期目標の期間における中期目標の達成状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

(3) 暫定評価

次期中期目標に反映させるための暫定評価についても、(1)に準じた報告書に基づき、評価を行うこととする。

また、この暫定評価の中で、法第 31 条の「中期目標の期間の終了時において、当該地方独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他その組織及び業務の全般にわたる検討」を併せて行うこととする。

5 通知

評価委員会は、中期目標期間評価を行ったときは、遅滞なく、機構に対しその評価の結果を通知する。

また、必要があるときは、機構に対して業務運営の改善その他の勧告をすることとする。

6 報告及び公表

評価委員会は、機構に対し中期目標期間評価の結果を通知したときは、遅滞なく、その通知に係る事項（勧告をした場合は、その通知に係る事項及びその勧告内容）を知事に報告するとともに、公表するものとする。

7 その他

本実施要領は、必要に応じて、見直すものとする。

地方独立行政法人静岡県立病院機構 中期目標

前文

医療は、県民が地域で安心・安全に日々生活をしていく上で不可欠であり、その確保は極めて重要な課題であります。そのため、県では、県内医療機関の中核的病院として県立病院を設置し、他の医療機関では対応が困難な高度又は特殊な医療を提供することを通じて本県の地域医療の確保の一端を担うとともに、県内医療水準の向上に寄与してきました。

しかしながら、今日、わが国においては、必要な医師が確保できないことなどに起因して地域医療の存続が大きく揺らいでいます。本県も同様の状況に置かれており、地域医療の確保は、早急に対応すべき課題となっております。

このような状況の中、地域医療の確保に向けた様々な期待に応えて、県立総合病院、県立こころの医療センター及び県立こども病院は、地方独立行政法人制度の特徴を活かし、県立病院機構が運営する県立病院として中期目標の達成に向けた取組を始めることとなります。

この中期目標は、県立病院機構の業務運営の目標や方向性を示すものであり、本県の医療を確固たるものとすべく、県立病院として以下の項目に真摯に取り組むことを通じて、県立病院が本県における高度・専門・特殊医療や救急・急性期医療等の分野において第一級の病院であるとともに、地域医療を確保するための支援の中心的機能を果たしていくことを強く求めるものであります。

- 1 「信頼と根拠に基づく最適な医療を安全に提供する」ことを診療の基本姿勢に据え、本県医療の規範となるべく医療の提供に努めること。
- 2 本県の地域医療を支える最後の砦たることを目指し、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療などの政策医療や不採算医療の提供に一層取り組むこと。
- 3 卒後臨床研修プログラムや就労環境の充実などを通じて医師の確保と育成に努めるとともに、地域医療を担う公的医療機関への医師派遣に協力すること。
- 4 様々な領域において医療の質の向上を目指した先駆的な取組に挑戦し、成果を上げる。これらの成果を情報発信し、県民や他の医療機関と共有すること。
- 5 県内の公立病院に対して、改革へ向けた効果的な方策や具体的な手法を示すなど、改革の^{さきがけ}魁として公立病院改革の道標の役を率先して果たすこと。

第1 中期目標の期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日までの5年間とする。

第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

県立病院機構は、定款で定める業務について、その質の向上に取り組むこと。また、その成果を県民や他の医療機関と共有できるよう情報発信すること。

1 医療の提供

医療機関として求められる基本的な診療姿勢や県立病院が担う医療を明確にし、医療の質の向上に努め、患者や家族、地域から信頼される医療を提供すること。

(1) 基本的な診療姿勢

診療に当たっては、患者が最良の治療効果を得られるよう、患者との信頼関係の構築に努め、科学的根拠に基づく最適な医療を患者への十分な説明と同意のもとに安全に提供すること。

(2) 県立病院が担う役割

県内医療機関の中核的病院として地域連携に努め、他の医療機関では対応困難な高度又は特殊な医療など、県の保健医療施策として求められている医療を誠実に提供すること。

(3) 県立病院が重点的に取り組む医療

がん、脳卒中、急性心筋梗塞、精神疾患などの医療、救急医療、周産期医療及び小児医療の分野における高度医療又は急性期医療に取り組むこと。

また、結核、エイズ、新型インフルエンザ等の感染症医療や難病医療、移植医療等を提供すること。

2 医療に関する調査及び研究

本県の医療水準の向上や県民の健康意識の醸成が図られるよう、調査及び研究に取り組むこと。

(1) 診療等の情報の活用

診療等を通じて得られる情報を県立病院で提供する医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関へ情報提供すること。

(2) 県民への情報提供の充実

公開講座や医療相談などを通じて調査及び研究の成果を県民へ情報発信し、県民の健康意識の高揚に努めること。

(3) 産学官連携等への協力

富士山麓先端健康産業集積（ファルマバレー）プロジェクトなど、治験や産学官の連携による研究開発事業に積極的に協力すること。

3 医療に関する技術者の研修

優秀な医療従事者の確保と育成を図るため、国内外との交流を含め、研修の充実に努めること。

(1) 医療従事者の研修の充実

医療の高度化に対応した優秀な医療従事者を確保及び育成するため、医療従事者に評価され、選ばれる病院となるよう研修の充実に努めること。

(2) 医師の卒後臨床研修等の充実

特に医師不足に対応するため、より多くの医師を県立病院に確保及び育成し、県内の医療機関への定着の契機となるよう、医師の卒後臨床研修や専門研修の充実を図ること。

(3) 知識や技術の普及

県内の医療従事者の質の向上を図るため、県立病院が培った知識や技術を積極的に普及させること。また、医療従事者の養成に協力すること。

4 医療に関する地域への支援

県民の安心・安全を守るためには地域医療の確保が不可欠であることから、県立病院がその支援に大きな役割を果たし、地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう努めること。

(1) 地域医療への支援

遠隔診断の実施、高度医療機器の共同利用の促進など、地域医療の確保と連携への支援を行うこと。

(2) 公的医療機関への医師の派遣協力

県立病院として、より多くの医師を確保し、医師不足の公的医療機関への派遣に積極的に協力すること。

(3) 社会的な要請への協力

県立病院が有する人材や知見を提供し、鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的に協力すること。

5 災害等における医療救護

県民の安心・安全を守るため、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害医療チームを派遣するなど医療救護に取り組むこと。

(1) 医療救護活動の拠点機能

災害等に対する日頃の備えに努め、大規模災害等における本県の医療救護活動の拠点機能を担うこと。

(2) 他県等の医療救護への協力

他県等の大規模災害等においても、災害医療チームを派遣するなど、積極的に医療救護に協力すること。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

医療の質の向上を目指して、地方独立行政法人制度の特徴を最大限に活かし、業務運営の改善及び効率化に努め、生産性の向上を図ること。

1 簡素で効率的な組織づくり

医療を取り巻く環境の変化とそのスピードに迅速かつ的確に対応するため、簡素で効率的な組織づくりを進めること。

2 効率的な業務運営の実現

県立病院が有する医療資源の有効活用や業務の見直しを常に行い、効果的で効率的な業務運営の実現を図ること。

3 事務部門の専門性の向上

事務部門において、病院特有の事務に精通した職員を確保及び育成することにより、専門性の向上を図ること。

4 業務改善に不断に取り組む組織風土の醸成

業務改善に向けて、職員の意欲を高め、積極的な参画を促すなど、継続的に業務改善へ取り組む組織風土を醸成すること。

5 就労環境の向上

優秀な医療従事者を確保するため、職員にとって働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう、就労環境の向上を図ること。

第4 財務内容の改善に関する事項

業務運営の改善及び効率化を進めるなどして、中期目標期間を累計した損益計算において、経常収支比率を100%以上とすること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

県立病院が県内医療機関の模範的役割を果たすため、法令等を遵守し社会規範を尊重するとともに、法人運営の透明性の確保に努め、業務内容や業務改善等の情報発信に積極的に取り組むこと。